



特集2

医療情報の利活用で  
実現する

核医学 DX

# 7. 放射線立入検査の実際と対応

齋藤 郁里 国立国際医療研究センター病院放射線診療部門

## 放射線立入検査

核医学部門の放射線立入検査には、「医療法」と「放射性同位元素等の規制に関する法律（RI法）」に基づく立入検査がある。医療法では、医療法第25条第1項の規定に基づき「医療法に基づく全ての病院」を対象に、原則、年に1回実施される。また、RI法では、RI法第43条の2の規定に基づき一定数量以上の放射性同位元素又は、放射線発生装置を取扱う施設では、安全性を確保するために立入検査が義務づけられている。これは、放射性同位元素等取扱施設の施設検査（RI法第12条の8）・定期検査（RI法第12条の9）および定期確認（RI法第12条の10）として、RI法に基

づき、原子力規制委員会または原子力規制委員会の登録を受けた登録検査機関に依頼し、規定された検査・確認項目について受けることが定められている。

医療法に基づく立入検査の目的は主に4つあり、「患者の安全確保」「規制要件の遵守」「品質管理の向上」「組織間の比較とベストプラクティスの共有」である。また、RI法では、放射線を取り扱う事業所は、人々や環境に対する放射線の潜在的な健康リスクを最小限に抑えるために、厳格な規制と監督の対象となる。RI法の目的は主に4つあり、「安全確保」「規制要件の遵守」「品質管理」「パブリックリレーション」である。

本稿では、当院における医療情報の電子データ化の展望について、立入検査への対応を中心に述べる。

## 立入検査に係る電子情報化の現状

立入検査では確認項目が示されている。ハイブリッドCT装置においては、漏洩線量の記録なども確認事項となる。これらは電離放射線障害防止規則ならびにガイドラインとして定められている。なお、これら文書には定型書式がないため、各機関で独自書式で対応しているものと思われる。表1に、現在の当院の医療法に関する方策を示す。自動的に電子データ化できているのは、放射線情報システムを介す項目のみである（表1内の橙色箇所）。

紙媒体で扱っていたものをペーパーレスにした、あるいは、手書き記録などの

表1 当院の医療法に関する方策

	医療法 立入検査確認項目	担当	自動電子化の状況	内容	情報システム
1	空間線量測定	委託	未	当院で委託先からの書類にさらに追記作業	なし
2	表面汚染密度測定	委託	未	当院で委託先からの書類にさらに追記作業	なし
3	空气中RI濃度測定・作業環境測定	委託	未	当院で委託先からの書類にさらに追記作業	なし
4	排気中RI濃度測定	自施設	未	Excel入力・計算	中央監視装置
5	排水記録	自施設	未	—	中央監視装置
6	自主点検	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
7	一時立入記録	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
8	放射性同位元素管理記録	自施設	済み	—	放射線情報システム（RIS）
9	放射性同位元素廃棄物	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
10	排気フィルタの管理状況	委託	未	委託先が書類作成	なし
11	PET検査に関する事項	自施設	済み	院外研修は紙で管理	放射線情報システム（RIS）
12	非密封放射性同位元素治療について	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
13	照射録	自施設	済み	—	放射線情報システム（RIS）
14	PET/CT、SPECT/CT漏えい線量記録	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
15	校正線源の管理（吸収補正用・校正用）	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
16	施設について	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし
17	被ばく線量管理（患者）	自施設	未	Excelで書式作成、手書きと線量管理ソフトウェア	医療被ばく線量管理システム（DIC）
18	内部被ばく線量管理（従事者）	自施設	未	Excelで書式作成、手書き	なし